

大阪広域環境施設組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例

平成27年2月20日条例第13号

最終改正：令和元年7月23日

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合公平委員会委員の服務の宣誓に関して規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに大阪広域環境施設組合公平委員会委員となった者は、次の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

附 則

この条例は公布の日からこれを施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。